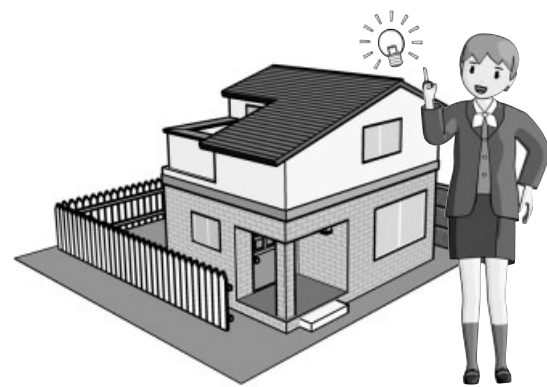


# 家屋や土地を 所有する皆さんへ



## 固定資産税課税明細書 の内容確認を

固定資産税とは、毎年1月1日（賦課期日）に土地・家屋・償却資産といった固定資産を所有している人が、固定資産の価格をもとに算出される税額をその固定資産の所在する市町村へ納める税金のことをいいます。

現在送付している固定資産税の納税通知書には、土地・家屋の課税明細書が同封されています。

課税明細書にある各物件の備考欄には、「住宅用地の特例」「新築住宅の軽減」「新築住宅の軽減（適用最終年）」「登記簿上の所有者」「公益減免」の情報が記載されています。適正な課税がなされているか、再度課税明細書の確認をお願いします。

## 土地・家屋価格等縦覧 帳簿を閲覧できます

土地・家屋の評価額を比較し、自らの土地・家屋の適正さについて

て理解・確認するために、土地の地目、地積、評価額などや家屋の種類、構造、床面積、評価額などが記載された土地・家屋価格等縦覧帳簿を、4月1日から第1期の納期限までの期間、縦覧することができます。

縦覧できる人は、瀬戸内市に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者本人で、代理人の場合は委任状が必要です。本人の確認ができる運転免許証などをご持参ください。なお、縦覧場所は市役所本庁のみとなります。

また、土地・家屋の価格に対する不服（審査）申出期間は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日です。

▽縦覧期間  
4月1日（木）～30日（金）  
（平日のみ）  
午前8時30分～午後5時15分

▽縦覧場所 瀬戸内市役所税務課  
※閲覧（自分の資産のみを見ること）は、各支所・出張所でも行っています。

■問い合わせ先  
税務課  
☎0869-22-1181

## 固定資産税Q&A

Q・地価が下がっているのに税額が上がるのは？  
地価の下落によって土地の評価額が下がっているのに、税額が上がるのはなぜ？

A・負担水準の適正化を図ったためです。  
負担水準が低いことになって起こっています。負担水準とは、土地の評価額に対して、税負担となる課税標準額の占める割合です。地域や土地によって負担水準のばらつきがあり、このばらつきの幅を狭めていく制度です。

具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準の低い土地は税を引き上げていく仕組みになっています。

Q・新築住宅の税額が急に高くなったのですが？  
新築住宅を建てて、4年目になりますが、固定資産税額が急に高くなりました。どうしてですか？

A・軽減適用期間の終了によるものです。  
新築の住宅に対して、一定の要件に該当するときは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年間に限り、120平方メートルまでの面積の税額が2分の1に軽減されます。税額が高くなったのは、軽減適用期間が終了したことにより、本来の税額になったためです。

## 税金・介護保険に関するお知らせ

### 障害のある人は 軽自動車税が減免

身体に障害のある人や、重度の精神障害のある人が所有している軽自動車は、一定の条件により、申請によって、1人1台に限り軽自動車税が減免されます。

ただし、4月1日現在で満18歳未満の身体や精神に障害がある人は、その人と生計を同じくする人が所有する軽自動車も対象となります。なお普通車の減免を受けている人は軽自動車税の減免を受けることはできません。

軽自動車税の減免を希望する人は、印鑑、障害者手帳、運転する人の運転免許証を持参の上、5月24日（月）までに税務課、各支所または出張所で減免申請をしてください。申請書はそれぞれの場所に準備されています。

なお、昨年度の減免申請内容に変更がない場合は申請書を提出す



有効期限の入った被保険者証も今までどおり使えます

## 介護保険被保険者証の 有効期限が廃止

介護保険法の改正により、介護保険被保険者証の有効期限が廃止されましたが、すでに発行している被保険者証で、平成22年3月31日の有効期限が入った被保険者証（左図）を持たれている人も、引

■問い合わせ先  
税務課  
☎0869-22-1114

## 介護保険料の基準額と 納付時期

引き続き利用できますので、大切に保管してください。

■問い合わせ先  
いきいき長寿課  
☎0869-26-5926

平成21～23年度の本市の介護保険料基準額は、年額55,200円（月額4,600円）です。

保険料は、前年の所得が確定するまでの間を仮算定（仮徴収）期間とし、平成21年度の保険料を基礎に決定して納めます。前年の所得が確定した後、年間保険料を決定し、仮算定（仮徴収）期間の保険料を差し引いた額を納めることとなります。納付月などは次のとおりです。

・普通徴収（納付書、口座振替を利用の人）  
4月に仮算定納付書が届きます（納期限4月30日）。その後、6月に本算定納付書が届きますので、6、8、10、12、2月の納期月に納めてください。

瀬戸内市介護保険料（年額）

所得段階	対象者	算式	保険料
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.50	27,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.50	27,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	41,400円
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる。前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	49,600円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる。第4段階以外の人	基準額×1.00	55,200円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	69,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	82,800円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.60	88,300円

※合計所得金額とは、「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を行う前の金額です。

■問い合わせ先  
税務課  
☎0869-22-1114

・特別徴収（年金から天引きの人）  
6月に本算定決定通知書が届きますので、4、6、8、10、12、2月に納めてください。  
※65歳になったばかりの人や転入してきた人などは、特別徴収になるまで6カ月～1年程度かかります。